

保育者養成における「子どもの権利」に関する今日的課題 —保育・社会的養護に関する先行研究の動向から—

A Study on Contemporary Trends about the The Rights of the Child
— Through the Research Literature Reviews of The Rights of the Child on the
Japanese Nursery teacher training course —

矢野 景子¹⁾

YANO Keiko

中嶋 一郎²⁾

NAKAJIMA Ichiro

要 旨

The amendment to the Child Welfare Law promulgated on June 3, 2008, clarifies the principles to ensure the welfare of children. It was clearly stated that children are subjects of rights instead of objects to be protected. In this study, through creating a literature review matrix up to 2017, the present-day issues were delineated.

As a result, it became clear that the trend of research using “children’s rights” as a keyword is characterized by the following issues: (1) means and methods to understand children’s rights themselves, (2) actual conditions and propositions for children’s rights as objects to be protected, and (3) challenges in training to foster a conception of children.

In addition, there have been few case studies that have examined children’s rights from the perspective of children’s specific lives and human resource development, including the childcare philosophy of caregivers and nursery centers. This suggests that there are still issues to be addressed on how to improve the quality of specific approaches and how to reflect the perspective of “children’s rights” in instructional planning.

Furthermore, we found that there have been no empirical studies on class practices and the development and assessment of educational materials related to the training of child care providers.

¹⁾ 十文字学園女子大学 人間生活学部 人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University

²⁾ 東京福祉大学

Tokyo University of Social/ Welfare School of Child Care and Early Childhood Education

I. 緒言

子どもの支援に関わる専門職が従事する保育所においては、その支援の理念として「子どもの最善の利益」を考慮した環境であることが求められている。児童福祉法39条には、「第1項 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。第2項 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。」と保育所の役割が明記されている。また、保育所保育指針（2017年改正告示）においては、第1章総則に「保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と保育所保育に関する基本原則が示されている。さらに、「その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。」（第1章総則（1）－イ）と示し、環境を通して養護及び教育を一体的に行うことの特性とすることを強調している。

また、保育士とは「第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」（児童福祉法第18条－4）と示されるように、専門的知識、及び技術をもった者であり、「保育所の役割及び機能が適切に發揮されるように、倫理観に裏付けされた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。」と専門性の向上が明記されている。

したがって、保育所は入所する子どもの最善の利益を意識した生活の場であることが社会的に求められている施設であり、そこで働く保育士は、子どもの最善の利益を考慮すること、すなわち、子どもの最善の利益を意識した関わりが求められているのである。

子どもの権利については、日本においては児童憲章に続き、国連における子どもの権利条約採択を経て、1994年に批准し、27年が経過した。その間、保育においては保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定され、さらに、平成28年6月3日公布の児童福祉法改正では、児童の福祉を保障するための原理の明確化が示された（註1）。「① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する（同法第1条）。と、子どもが権利行使の主体であることが明記されたことは、子どもの権利条約（註2）の批准（1994年）以来初めてである。

表1は保育をめぐる改定の変遷と子どもの権利条約の変遷、および児童福祉法改正の変遷を示したものである。

児童福祉法改正（2016年）は、子どもの権利条約に基づいていること、さらには、「② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める（同法第2条第1項）。」と示されるように、「最善の利益が優先して考慮される」ことを明確

表1 保育をめぐる改定と子どもの権利を取り巻く変遷

幼稚園教育要領	保育所保育指針の変遷	子どもの権利条約の変遷
1956年 幼稚園教育要領	1965年 保育所保育指針	1951年 児童憲章
1964年 第1次改訂 (告示)		1989年 子どもの権利条約 国連採択(11月20日)
1989年 第2次改訂	1990年 第1次改訂	1990年 子どもの権利条約署名 9月21日/109番目
1998年 第3次改訂	1999年 第2次改訂	1994年 「子どもの権利条約」日本政府 批准子どもの権利条約批准
2008年 第4次改訂	2008年 第3次改訂保育所 保育指針(告示)	2001年 国連子どもの権利委員会ジェネラルコメント(第1号)
2014年 幼保連携型認定子ども園教育・保育要領		2013年 国連子どもの権利委員会ジェネラルコメント(第16号)
		2014年 国連「子どもの権利条約」が国連総会で採択(1989年)されて 25年 日本が批准して20年
2016年 児童福祉法(改正)		
		第1条では「児童」を主語とし、国内法に明文化され、制度上、児童が「保護される客体」から「権利の主体」へ 第2条では発達に応じて、意見が尊重されること、児童の「最善の利益」が優先して考慮されることが具体的に明示
2018年 第5次改訂	2018年 第4次改訂	
2018年 幼保連携型認定子ども園教育・保育要領 第1次改訂		2000年5月 選択議定書国連総会 採択 ①子どもの売買、子ども買春及び子どもボルノに関する子どもの権利に 関する条約の選択議定書(2002年1月発効) ②武力紛争における子どもの闇戦に関する子どもの権利に関する条約の 選択議定書(外務省訳)(2014年4月発効)

に示していることは、「子どもが権利の主体である」ことを具体的に示したことでもある。

したがって、子どもの権利条約に基づき、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもに関わる者は専門性を高めていかなければならないのである。さらには、「人間存在として乳幼児を尊敬し、かつ『その子どもの興味、ニーズと調和した重要な人物』であること、また『乳幼児に同一化できる間主観的な心的状況』をもつおとなであること」(小田倉, 2007)から、乳幼児の発達保障を担う大人として保育の専門性をもつ者として考えるならば、保育士だけでなく、幼稚園教諭等も同じくその「子ども観」に立ち保育を行うことが求められる。本稿では、子どもに専門性をもって保育を行うものとして総称である「保育者」と以下述べることとする。

子どもの最善の利益を考慮した関わり、支援を保育士が行うためには、総体としての子どもをどのように捉えていくのかという「子ども観」が大事な要素となってくるが、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が発効される過程において、子どもは守られる存在であると同時に、その発達に応じて発達しつつある能力にしたがって自己の権利を漸進的に行使する資格を有する存在であることが示されてきた。この結果を踏まえ、保育者における現在の「子ども観」は、子どもは最善の利益を第一次的に考慮されて保育を受ける権利を持つつも、やがては最善の利益を自身で獲得していく(という権利行使の力をもつ)人間として自立(成長)していかなければならぬ、という子ども観に帰結するといつても過言ではない。

以上のことから、この子ども観を基盤として支援にあたることが子どもの最善の利益を考慮することにつながるのであれば、「子どもの有する権利」についての知識は保育者として支援を行う際の重要な知見となる。また、権利はその性格上、現象としての実態が捉えづらいため、支援する側の人間や社会

が保障するという意識をもたなければ子どもの権利は機能せず、結果、子どもの最善の利益を考慮できなくなってしまう可能性もあることからも、子どもの権利に関する知見は保育士にとって必要不可欠な知識となることが指摘できる。

そこで、本研究は、児童福祉法改正（2016年）までの子どもの権利に関する研究の動向の分析より、保育士養成における課題を明らかにすることを目的とする。

II. 方法

（1）調査方法：「子どもの権利」と養成に関連する研究動向を包括的に概観するためにデータベースCiNII（国立情報学研究所）を用いて抽出を行った。

具体的には、子どもの権利条約批准の1989年から2016年までの27年間を対象期間に設定し、研究の抽出を実施した。次に、その期間に行われた「子どもの権利」に関する研究を抽出するため、【「子どもの権利」「保育】、【「子どもの権利」「社会的養護】をキーワードに設定し、それぞれ検索を行った。キーワードの設定理由は、保育士養成校で実施されている科目名を参考に、それぞれ設定した。抽出された結果から、シンポジウム・報告書による記録は個人的見解や啓発的な私的言論も含まれることを勘案し、学術論文のみを抽出した。抽出した結果をもとに、レビュー・マトリックスを作成した。レビュー・マトリックスの作成の手順は、①出版年②著者③表題④学術誌名⑤目的⑥取り上げている子どもの権利⑦研究結果にみる課題の項目に沿って整理を行った。

III. 結果

1. 論文数にみる課題

「子どもの権利—保育」「子どもの権利—社会的養護」をキーワードとする論文総数179編であった。毎年の論文数は図1に示す通りである。

子どもの権利条約批准（1994年）以後の研究動向として、その数を示したところ、研究論文の数にはらつきがあり、安定して研究されているとは言えない。また、次に示す保育所保育指針改定の変遷（表1）より、1994年からの批准後数年、その後は各改定時、さらに東日本大震災後、及び子どもの権利条

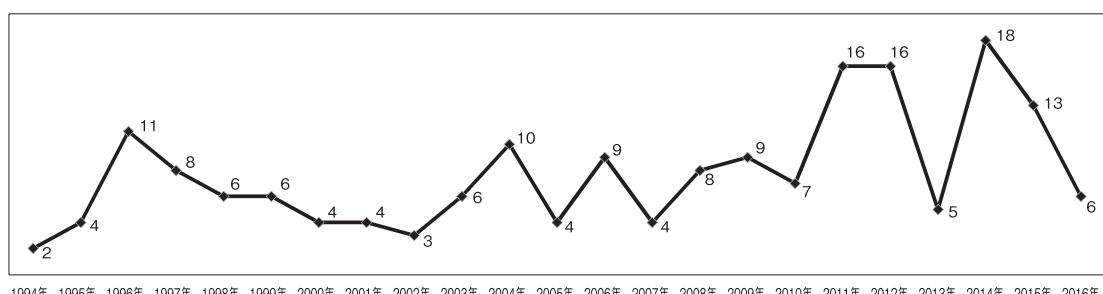


図1. 「子どもの権利—保育」「子どもの権利—社会的養護」キーワードに関する研究の動向（CiNII検索記事数）
N=179（1994年—2016年）

約批准20年にあたる2014年に増加していることがわかった。これからのことから、研究動向として、子どもの権利に関する研究においては、改定や震災など、社会的観点や啓蒙として子どもに関心が集中するときに、研究数が増えており、継続的に高い論文数としてはみられないことが明らかとなった。子どもの権利に関する研究が啓発的な活動として取り上げられやすいことが示唆された。

2. 研究レビューにおける今日的課題

「子どもの権利」「社会的養護」のキーワード検索「子どもの権利」「社会的養護」のキーワードからは、17編が抽出され、10編が該当した（表2）。また、「保育」「子どもの権利」をキーワードとする論文は基準を満たす44編から、さらに論文の体裁を成していないもの、結果や考察が曖昧であるもの11編を削除し、該当したものは35編であった（表3）。

表2に示す通り、子どもの権利に関する研究において、「子どもの権利/社会的養護」のキーワードの研究動向からは、以上の結果から、社会的養護分野における子どもの権利に関する研究では、施設利用者・職員、学生を対象とした子どもの権利についての理解を取り上げ、権利全般や権利ノートの活用、保護する客体としての子どもとして、子どもの権利が取り上げられている。

表2 子どもの権利/社会的養護によるレビューマトリックス

(1/2)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2004	長瀬 正子	社会的養護のもとで暮らす子ども・若者の参加——児童養護施設における子どもの権利擁護の取り組みに注目して	社会問題研究	児童養護施設の子ども・若者の参加場面に注目し、彼らの参加の権利を保障するために必要な論点を明らかにする。	先行研究である文献資料をレビューし、整理 文献資料は2004年10月に「子ども」「児童」「意見表明」「参加」「参画」「権利擁護」「情報」などをキーワードとして収集	意見表明権、参加する権利	社会的養護の施設で生活する子どもに対する実践の現状や実態を明らかにすること、そのような研究や実践の積み重ねから現段階ではあいまいである子どもの権利擁護や、子ども・若者の参加概念も整理することが今後の課題である。
2008	才村 真理 浅野 恭子 渡辺 治子	社会的養護にある子どもへのライフストーリーワーク——施設入所している子どもの自叙伝づくりをサポートする方法	研究助成論文集	児童福祉施設に入所している子どもたちに対するライフストーリーワークを通じたライフストーリーブック作成の実践の意義、また実践が可能となるための環境整備、条件について抽出することを目的とする。	①日本版ライフストーリーブック作成のための手引きを作成したのち、児童養護施設・児童私立支援施設の入所児童8名にライフストーリーワークを実践 ②その後ワークを実施した子どもに対して半構造化面接を実施	子どもの権利擁護	本研究を足がかりとして実践事例を増やし、日本におけるライフストーリーワークの実践できる様々な条件を整える方法を編み出すことが今後の課題である。
2009	内藤 綾子 田村 崇 瀬尾 麻実 田丸 敏高	児童養護施設における「子どもの権利ノート」の理解	地域学論集	児童相談所職員・施設職員による子どもの権利ノート活用と子どもたちの子どもの権利についての理解を明らかにする。	インタビュー形式による半構造化面接調査	子どもの権利全般、プライバシーの権利、権利ノート	今回のインタビュー調査では子どもに権利ノートを音読してもらい、その後内容について質問したが、結果を受けて読解力そのものが年齢にふさわしく発達しているのかという点が今後の課題である。
2010	波田埜英治	社会的養護と子どもの権利擁護——小規模グループ形態の住居・施設、児童養護施設等の施設におけるケア単位の小規模化における一考察	聖和論集	社会的養護の課題やこれからの社会的養護の方向性を整理して子どもの権利擁護について論述する。	国との社会的養護に関する施策	支援の在り方ににおける子どもの権利擁護	園で働く職員への支援体制づくりが早急に求められている。

表2 子どもの権利/社会的養護によるレビュー・マトリックス

(2/2)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2011	尾里 育士	社会的養護における子どもの権利保障の動向——2008年児童福祉法改正を受けて	純心人文研究	2008年の児童福祉法改正によって規定された「被措置児童等虐待」について概観することで、社会的養護における子どもの権利保障の動向について整理を行う。	社会的養護における各種統計データから「被措置児童等虐待」が位置付けられた背景を探り「被措置児童虐待」を概括	子どもの権利全般、意見表明権	社会的養護の側から内在的な力によって子どもの権利を保障するような仕組み作りが期待される。
2011	前田 信一	児童自立支援施設のあり方	こども教育宝仙大学紀要	児童自立支援施設の役割と機能について問題提起をする。	東京都での取り組みとカリヨンこどもセンターでの実践を分析	子どもの権利全般	児童自立支援施設において施設最低基準の見直し、ソーシャルアクションの展開、人材育成、総合的な子ども施策の検討、新たな支援モデルの試行が挙げられる。
2012	村田 紋子	「社会的養護内容」における学習上の留意点について：施設実習を目指した「子どもの権利」の理解	小田原女子短期大学研究紀要	実習につながる科目の一つとしての「社会的養護内容」における子どもの権利に関する学習上の留意点について考察する	アンケート方式（5件法、自由記述）単純集計	子どもの権利条約、子どもの権利全般、	社会的養護のみならず、社会的養護、相談援助等の授業内でもどのように施設実習につながる学びを進めることができるかを検討すること。
2015	山藤 宏子 中村 容子 川名はづ子	里親にとって措置解除・措置変更とは何か：里子の受託・養育・解除における里親のニーズの把握と支援	子ども家庭福祉学	里子の措置解除・措置変更に着目し、里親の語りから里子との別れの場面における里親の心情を明らかにして、今後の里親支援に効果的な援助の方法を探ること	半構造化面接（質問項目11）のち、逐語録作成後KJ法を用いて分析	子どもの権利全般、里子養育における子どもの権利養護	里子を取り巻く多くの人を対象とした調査の必要性。自己の意見を形成する能力のある年齢の里子、里親家庭の実子にも調査を行う必要性。（意見を表明する権利に従い）
2015	伊部 恭子	社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成：社会的養護経験者の生活史聞き取りから	福祉教育開発センター紀要	社会的養護経験者の生活史聞き取りを通してその生活と家族関係・社会関係に注目し、社会的養護における支援課題を権利擁護の観点から考察する	半構造化面接のち、逐語録作成後時間軸に沿って出来事とそれについての思いを整理	子どもの権利全般、社会的養護経験者の権利養護	当事者による評価としての社会的養護におけるケアを検討し、支援の課題と方法をさらに考察すること。
2016	長瀬 正子	全国の児童養護施設における「子どもの権利ノート』の現在：改訂および改定の動向に焦点をあてて	社会福祉学部論集	前回調査から10年を経た、現在の『権利ノート』の全国的な改訂と改定における現状および、その活用実態を明らかにする	郵送による質問紙調査単純集計により分析	子どもの権利全般、権利ノート	『権利ノート』に書かれているテキストをもとに分析することが出来ていない。

一方、表3に示す通り、「子どもの権利/保育」のキーワードの研究動向では、文献研究による理論整理（20件）が最も多く、質問紙法（5件）面接法（4件）、授業実践（2件）保育実践研究（3件）であった。

保育士養成段階としての課題として、①保育者養成段階から乳幼児の「声」に対する探求の方法が保育者の基本的技術として位置づけられることの必要性（小田倉, 2008 p.197）②養護施設、学童、病児保育、外国籍の子どもなど対象者理解を深めることの重要性（古川, 2008；松島, 吉田, 2013；）③子どもの主体性を尊重する保育のあり様を、蓄積されている実践記録によりながら理論化すること（黒田, 2015 p.33）として挙げられているものの、保育士養成課程における授業実践報告は0件であり、保育士養成段階での課題にとどめている現状が明らかとなった。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(1/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている 子どもの権利	研究結果にみる課題
1999	川村桂子	保育「子どもの権利条約」に学ぶ—ユニセフの実践ガイドブックを活用	家庭科教育	教材「わたしの権利みんなの権利」(ユニセフ) — Its' Only Right! —スーザン・ファウテン「欲しいもの・必要なもの」のカードについて量的に分析を行った。	高校における授業実践：授業内でカードを使用し、生徒が最後に残す（欲しいもの）のカードについて量的に分析を行った。	子どもの権利条約全般	家庭科教育において子どもが権利行使の主体であることを認識し、「子どもの権利条約」の原則と規定を子どもだけでなく大人にも広報したり、社会や家庭における人権の大切さについて考えることができるような学習活動について取り組みを検討すること
2001	加藤繁美	世紀転換期の保育 社会化論と子どもの権利	山梨大学教育人間科学部紀要	保育社会化論のデザインにおける	世界の動向と日本における1990年代から現在までの保育社会化論について國の施策の整理と批判的検討	「子どもの権利」の用語は使用しているが、内容についての言及はない。	日本の保育・幼児教育制度をめぐる議論について、P.MOSS(1999)らが提起したように、子ども観・教育観に基盤をおいた構造的な議論が求められる。
2003	川崎愛	ハンセン病「未感染児」通学拒否事件に関する研究：「子どもの権利」の視点から	平安女学院大学研究年報	竜田寮児童の黒髪小学校通学拒否事件について、在校児童も含めた「子どもの権利」の視点から検討を試みること	菊池恵楓園自治会や全寮協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）、新聞記事等の資料と先行研究から事件の概要と経過、こどもへの被害を明らかにする。	日本国憲法第26条、教育基本法第3条、児童福祉法、児童憲章	偏見・差別を強化したマスコミ報道や子どもたちのその後についての言及が課題である。
2005	狐塚和江	倉橋惣三の保育思想における子どもの権利保障論—児童保護論を中心に	教育実践学論集	倉橋惣三の保育思想のキー概念である「生活」を、子どもの権利の視点から考察することによって、今日的な実践課題を明らかにすることを目的とする(p.8)	①倉橋の保育思想における「生活」概念を、子どもの権利保障の観点から、児童保護論に焦点化して検討する。 ②児童保護論の特質とそこでの「生活」概念を子どもの権利の視点から整理する。 ③諫訪(1978)による「生活」概念の整理に依拠しつつ、倉橋の就学前教育論及び家庭教育における「生活」概念を、子どもの権利の視点からも検討する。 ④児童保護論に収斂される子どもの権利としての「生活」が倉橋思想の中核となっていることを指摘。 ⑤現代の幼稚園教育・保育所保育を支えている倉橋思想の源流を、その子どもの権利論に求めうることも指摘する。 ⑥倉橋の子どもの権利論と「生活」概念の今日性とその意義について言及	子どもの権利全般 子どもの最善の利益 意見表明権	『幼稚園令』制定後、保護と教育を架橋する意図をもって倉橋が児童保護論を展開したが、幼弱であるがゆえに無視されやすい子どもの権利擁護の視点から、当時の児童保護と教育との理念的・実践的な乖離を埋めるべく、両社の保育実践に指針を示す意図があったことが読み取れる。 倉橋の児童保護論においては、『子どもの権利条約』の現代的性格である権利行使の主体としての子ども観をそこから読み取ることは困難である。 時代や社会の変化に即応する子どもの権利の問題として、換言すれば、権利行使の主体としての子どもを意識した保育実践が今日的な課題となってくる。(p.8)
2006	爾寛明	子ども参加・参画型保育における「話し合い活動」の充実に関しての一考察：子どもの権利条約における意見表明能力の育成における話し合い活動の取り組み方について	佛教大學大學院紀要	子どもによる「話し合い活動」の充実こそが、子どもの意見表明権・参加権における子どもの成熟を育てる樹段である、と考え、子どもの話し合い活動をどう充実させることができるかを目的とする。(p.100)	関東A市の公立保育所3か所の年長児計66名、ただし、遊びの中で話し合いを行っている場合には、年中児、年少児も含め、非参与觀察による事例研究を行った。	子どもの権利条約第12条、第13条、第15条、「子どもの参加の権利」	保育の参画のために自己決定を行なうことをねらいとして「話し合い活動」を持たせるよりも、話し合いの「経験」を積ませることをねらいとして「話し合い活動」を位置付けていくことが必要である。 子どもの権利として、保育への参加・参画は重要となってくるが、課題としては参加・参画させる能力を習得させることが重要である。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(2/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2006	狐塚和江	倉橋惣三の保育思想における家族援助論—児童保護論を中心に	教育実践学研究	倉橋惣三の児童保護論における家族援助の視点を検討することで、家族援助という現代的保育課題に対する倉橋思想の意義を明らかにすることを目的とする。(p.31)	①倉橋の児童保護論が、子どもの「生活」に着目した、保護され教育される子どもの権利を統一的に保障する保護と教育の一体化論であり、「生活」の有する機能としての「発達支援」が両者をつなぐ鍵概念であること。(p.31) ②倉橋が保護と教育の一体化に際して導入した「発達支援」は、子どもの権利保障と同時に、保護者の養育責任遂行を後押しする際の視点として意義をもつこと ③子どもの生活への配慮は、子どもの生活する権利を保障する指標であると共に、保護者がその養育や教育の質を点検する際に依拠すべき指標でもあること ④保護者の養育能力向上の意図が内包されたものであること (p.31)	子どもの権利条約、子どもの権利としての保護と教育	現今の幼稚園・保育所保育を支えている倉橋の保育思想には内包される子ども・家族双方を支援する視点は、公的保育における家族援助の枠組みをその原点において把握することであり、それは、今日的な実践課題を探究する際に先ず踏まえておくべきことである。
2006	狐塚和江	倉橋惣三の児童保護論の保育実践における意義	倉敷市立短期大学研究紀要	現代の保育課題に対する倉橋惣三の児童保護論の意義を明らかにすることを目的とする	倉橋の児童保護論を子どもの「生活」に着目した子どもの権利保障論であるながら、倉橋が保護と教育を不分離とする論拠とした「子どもの権利としての保護と教育」「権利保障としての発達支援」「子どもの自發的・一体的生活」の3つの視点は、両者に関わる理念においても、また実践においても、共通に基盤とすべきものとなりうる(p.8) 子どもの生活を発達支援の観点から点検する、すながら現代的視点で保育実践の質を点検する際ににおいても、倉橋の「生活」概念はその指標となりうる(p.8)	子どもの権利条約、子どもの最善の利益	明確な課題の言及無し
2008	古川隆幸	子どもの権利に関する研究授業の取り組み—「子どもの権利ノート」を活用して—	佐女短研究紀要第42集47-56	授業実践報告にとどまっており、研究目的が明確ではない。	短期大学の学生に向けて「養護原理」の授業内にて、権利ノートを使用した指導案とワークシートの提示を行う、	子どもの権利ノートの使用	現時点では、施設での保育に関するための保育者を養成するカリキュラムは不足しているかんが否めない(pp.55-56)しながら、本授業の課題として①限られた時間内で有効な養成を行うためにも教材研究を含めた教育内容の振り返りをしっかりと行っていくことが重要であるに留めている。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(3/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2008	小田倉泉	乳幼児の「意見表明」と「最善の利益」保障に関する研究	保育学研究第46巻第2号	保育者は日常的に乳幼児の権利をどう捉えているか、乳幼児の声をどのように聞き取っているのか、また乳幼児の権利、乳幼児への最善の利益当に対する意識はどのようなものか	A県内の保育所の保育士による質問紙調査により、権利尊重における「愛情」と「尊敬」との優先順位の差を見出だした、また、コレチャックが述べる「言語」を基にして、13の項目を挙げ、「乳幼児の『声』として感じる程度」について調査を行った。 理念としての権利意識と、実践における権利意識の実行との間に、明らかな差。 さらに、保育者自身が子どもを尊重し足る人間として捉えているものの、実践の行為の中にその理念を生かすことが容易ではないことを示している。(p.196)	子どもの最善の利益、意見表明権	乳幼児の「声」に対する探求の方法は、保育者の基本的技術として位置づけられ、保育者養成の段階から獲得されている必要がある。 現場において、いかに「子どもの権利条約」の精神が実践されるか、という課題については、何よりも個々の保育者の権利意識の獲得、乳幼児を「尊重すべき人」とみなし、権利主体として乳幼児を捉える意識の獲得が重要である。したがって、保育者養成の段階において、保育者の資質および専門性の基本として、権利概念、子どもの権利意識を明確に獲得することが必要だと思われる。 「声」を「聞きとる」「感じとる」「察する」といった受信の感覚を養うことが必要である。
2009	田丸敏高	子どもの権利と教育の課題—意見表明権の発達心理学検討を通じて—	鳥取大学教育地域科学部 教育実践研究指導センター研究年報 第9号	鳥取県における「子どもの権利研究会」が行ったシンポジウムの報告として、「子どもの権利と教育の課題」として発達心理学の立場から論述することを目的とする。	小学校以上の子どもたちへの質問紙調査、インタビュー調査の研究結果を踏まえながら、発達心理学からみる教育課題について概括されている。	人権、子ども権、発達権、	発達的関わりないし広い意味での教育的指導 子どもの発言の意図を大人の枠組みに取り込まないこと、(中略)すぐに評価しないこと、子どもの発言の欠点を探して「指導」するようなことはしないことなどが求められる。 必要なことは、子ども自身が自らの意見表明の過程、感情や思考に気づくようになり、場面に応じて方向づけることができるようになることである。 子どもの権利保障は、教師や親などの大人の権利の実現につながる。
2009	中村強士	「子ども家庭福祉」概念の検討	佛教大学大学院紀要、社会福祉学研究科篇	「子ども家庭福祉」概念とは何かを明らかにした上で、そこで対比されている「児童福祉」概念について、児童家庭福祉法成立過程に遡って検証し、「子ども家庭福祉」概念の意図やその「新しさ」について考察する。	文献整理から「児童福祉」概念に取って代わる概念は、「子ども家庭福祉」「児童家庭福祉」のような「家庭」をその対象とする概念ではあるまい(p.83)と主張する。	児童の権利と公的責任	「児童福祉」とは「児童保護」とは異なり、子どもの権利とそれを保障する国・地方自治体の責任を明確にしている概念である。
2009	松村千春 井桁容子 川合貞子 岩田力	これからの乳児保育の質と課題を考える：ナースリーラーム40周年アンケートから	東京家政大学研究紀要、1. 人文社会科学	子どもの育ちを支える保育の場として自己評価の必要性と、そこから得ることができた結果についての発信および説明責任を果たすことによって、これから乳幼児の保育の質や課題をみいだすことを目的とする。	開設40周年を機に、開設当初からのナースリールームに入室した子どもの保護者を対象に、アンケートを依頼し、その内容を分析し考察を行う。	具体的な権利についての言及はない。 「子どもの権利を尊重した乳幼児の立場に立った保育の場として(p.59)	人と関わることを心地よく思い、人への優しさや思いやりが育つ子ども、子育てのおもしろさや我が子の魅力に気づくことができる親支援、このことが乳児保育の課題だといえるとすれば、"ていねいな保育"とは、"保育者の専門性とは"どのようなものであるか、具体的に共有できる厳密な言語化をするための実践と研究をしていくことが今後の課題である。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(4/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2009	小泉広子	保育所民営化裁判の分析（新自由主義教育改革と教育三法）—（第2分科会 乳幼児、障害をもつ子どもの権利保障と子どもの権利救済）	日本教育法学会年報	1990年代後半以降定期された主な公立保育所民営化裁判を対象に、教育法・福祉法的観点から論点を抽出し、現段階における保育所民営化裁判の到達点と課題を提示することを目的とする。	保育所民営化裁判の記録の分析より、その到達点として、民営化の移行に際し、子どもの保育を受ける権利および保護者の保育所選択権を根拠に、保育内容の継続性および子どもの安全確保を保障するための保育条件に関する実体的及び手続的審査がなされる段階にあること」(p.87)が明らかとなった。	子どもの保育を受ける権利 保育利用関係の性質から、保育所で保育を受ける権利内容として特定の保育所での継続的な保育を受ける子どもの利益を根拠づけている(p.83) 子ども・保護者の利益への考慮—保育内実の継続性、(a) 保育条件の維持 (b) 引継手続き、民営化移行時における保護者の手続き的権利	手続的権利として親の個人的および集団的な保育要求権の保障を民営化手続にどう組みこめるかさらなる検討が必要である。 より実効的な救済方法として、行政事件訴訟法の改正により明文化された差止めの訴訟の適用可能性についても、今後の検討課題である。
2010	源証香	「子どもの人権」を保障した保育の実現に関する一考察—『子どもの権利条約』を指標として	九州産業短期大学紀要	『子どもの権利条約』を一つの指標しながら、保育現場における「子どもの人権」を保障する保育のあり方にについて整理し、今後の方向性を明らかにすること。	「人権」の定義の整理及び「子どもの権利協約」の内容を乳幼児期に焦点をあてて読み解きながら、「子どもの権利条約」を実現する保育について実際の保育現場における課題と具体案について考察を行っている。	子どもの人権 子どもの権利条約	①「子どもの人権」について、自身の保育実践と結びつけながら保育者が理解を深める機会の充実 ②乳幼児一人ひとりに必要なかかわりができるような、保育者の配置 ③保育現場の可視化 ④「子どもの人権」の概念定義とそれらについての保育者間の共通理解
2010	波田塁英治	社会的養護と子どもの権利擁護—小規模グループ形態の住居・施設、児童養護施設等の施設におけるケア単位の小規模化における一考察	聖和論集	社会的養護の課題やこれから社会的養護の方向性を整理して子どもの権利擁護について論述する。	政策の動向と変革の提言の背景を概括し、その整理から子どもの権利擁護についての課題について考察している。	子どもの権利擁護	子どもの権利擁護を考えた場合本当に疑以家族的な形態が好ましいのかを子どもの立場に立って検証する必要がある。 ケア単位の小規模化を進めるには、レスパイトシステム、集中労働、集中休憩制度、長期に休める体制整備、研修保障、職員の孤獨化を防ぐためのシステム化を図る。
2010	木村たか子	子どもの権利を尊重する保育—保育に子どもの権利条約を生かすために	関東短期大学紀要	子どもの権利条約制定の歴史的背景とその内容を概観し、保育所(園)での保育の場で子どもの権利を守るとはどのようなことか具体的な事例をもとに考察する。	子どもの権利条約の歴史的変遷と思想的背景、日本の課題、さらに保育の場における子どもの権利について具体的な事例をあげながら、保育における子どもの権利の視点について考察を行っている。	子どもの権利条約全文	保育者は子どもと生活をともにしながら、子どものペースに合わせて、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの思いをよく聞き、それを代弁し(行動見本)、ともに考えていく援助が重要である。 真的権利教育特に乳幼児に対する権利教育のあり方を考えていいくことが必要になろう。
2011	伊藤周平	子ども・子育て新システムと障害児の保育：子どもの権利保障の観点から	障害者問題研究	新システムの本質と問題点を指摘し、市町村の保育の実施(現物給付)義務を維持・強化し、療育についても自治体が実施義務を持つ仕組みに戻すことが、障害児も含めて、子どもの権利保障のための最善の道であることを明らかにする。	制度(新システム)導入により、障害児の療育・保育に関する課題を整理する。	「子どもの権利保障」の用語は使用されているが、子どもの権利についての明確な言及はない。	障害児の療育についても、児童福祉法を改正し、自治体が現物給付の責任をもつ、現在の保育所入所のような仕組みとすることが、障害児も含めて子どもの権利保障のために不可欠である。 障害児施設の入所については、自治体が責任を負う措置制度に早急に戻す必要がある。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(5/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2011	白坂真紀 北原照代 坪田和史 桑田弘美	病児・病後児保育のあり方に関する調査—看護師として働く母親の実情とニーズ	滋賀医科大学看護学ジャーナル	保育園に通園する子どもが病気に罹患したとき、看護師として働く母親の対応の実状と期待する支援の内容を明らかにし、病児保育の在り方を検討する。	病児保育について、看護職として勤務を継続しながら幼児を養育している母親6名を対象に、通常は保育園に通っている子どもが体調不良になった場合、その対応の実情と期待する病児保育など支援のあり方について、質問紙と面接による調査を実施。	「子どもの権利が保障できること」の記述はあるが、明確な言及はない	保護者の就業を優先させることによる子どもへの心身の負担も考え、子どもの権利が保障できることを常に意識することが重要である。 子どもの健康と権利を守り、保護者が安心して就業を継続できる支援の充実が求められる。
2012	山本智子	病児保育と教育制度：子どもの権利条約との関係を中心	医療福祉研究	子どもの権利条約を基に、病児保育に関する教育制度を検討することにより、子どものWell-beingの促進を制度的に支援することを通して、病児の子どもの保育を発展させることにある。	先行研究の整理より、①病児保育制度の制定経緯に基づいて、日本における病児保育の制度的な位置づけや特性を確認する。②こうした病児保育制度の制定とも相まって展開された、病児保育に関わる教育の動向や内容を挙げる③病児保育教育を標準的に実施するための教育制度の制定の必要性、および、子どもの権利条約との関係を中心に、その制定にあたっての要件を提示	「子どもの権利条約に基づいて、子どものWell-beingの促進に不可欠な子どもの権利」(p.16)と記載があるが、条文の使用はみられない。その具体的には『子どもの発達の確保』、『子どもの養育やケアに関わる援助やその発展に関する国際的義務の履行』『措置された子どもの定期的審査の履行』『子どもの参加の確保』および『不利な立場の子どもに重点化した権利擁護の確保』といった要件を満たすことと言及している。	一般の保育所等でも病気の子どもの保育が実践される今日では、保育士の養成課程から病児の保育に関する教育が標準的に実施されることが求められる。そのための教育制度には、子どもの権利条約に基づいて、子どものwell-beingの促進に不可欠な子どもの権利が包括的に確保されることが求められる。
2012	矢野雅子	保育所と児童手当をめぐる社会政策：1970年代～90年代を中心	政治学研究論集	1970年代から児童福祉法制定50年にあたる1997年前後を対象とし、1997年の「児童福祉法改正」に「児童手当」制度が与えた影響を検証する。	分析においては、「保育所運動」を担った人々が発行してきた「保育白書」に掲載された政策立案関係者の動きを参照し、子育てに関わる社会政策観の特徴について考察する。	子どもの権利条約第27条子どもの生活の保障することについての国の責任を大きく規定している。この条約では、保育所を多様な機能を果たす場であり、その一つとして子どもにとっての"ユニバーサルデザインの場"にすることも求めている(p.124)	これまでの保育政策においては政策立案・実施に関わるアクター間の異なる対応のため、各種の保育施設がどの子も同水準の保育を受けられることを保障するものでないことが課題である。「子どもの権利条約」が求める「すべての適切な措置」を可能にするためには、総合的な政策立案が不可欠である。
2012	松島 京 松浦 崇	外国につながりのある子どもの教育と保育をめぐる課題	近畿大学教育学部紀要	先行研究の検討から、外国につながりのある子どもの教育と保育に関する動向を整理し、家族への支援も必要であることを指摘。子ども一人ひとりの権利を保障する観点の重要性の提示	外国につながりのある子どもを支援するためには、教育と保育の接続、家族への支援も必要であることを指摘。子ども一人ひとりの権利を保障する観点の重要性の提示	「長期的な視野に立った、子どもの豊かな育ちを実現するための権利保障」という記述がある(p.115) 国連子どもの権利委員会一般的な注釈第7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」	外国につながりのある子どもをめぐる課題は、子どもとその家族をとりまく社会状況もふまえて検討することの重要性があらためて浮き彫りになってきている。 子どもの成長や発達の連続性をふまえた長期的な支援のあり方や、保護者等家族も含めて支援することについての研究はまだ少ない。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(6/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2013	堀川奈津枝 園川穂 中島 洋	学童保育の起源と展開に関する一考察	帝京平成大学紀要	学童保育において、1997年まで制度化しなかったのはなぜか、また進歩的な考え方ができる人によって時代ごとに異なる「子ども観」の捉え方がどのように変容してきているのか、を明らかにする。	学童保育の起源と展開を捉えなおした。	子どもの権利条約の条文	本来子どもの成長・発達には異年齢児の集団で遊ぶことが重要である。 放課後の留守家庭の児童の安全の場としての学童保育という基本的役割以外にも、友達と遊びながら育していく場としての学童保育の役割が期待される。 量的な拡大とともに質的向上がこれから学童保育の実践や研究に求められる。
2013	松島京 吉田晃高 松浦 崇	外国につながりのある子どもと保護者を支援する保育所が抱える課題	近大姫路大学教育学部紀要	現在保育所において行われている、外国につながりのある子どもとその保護者への支援はどうのようなものであるのか。長期的な視野に立った、子どもの豊かな育ちを実現するための権利保障という視点に立った支援を行うことの可能性はどのようなものであるのか、の2点に着目し、保育所における支援の実際と課題を明らかにする。	A市公立保育園長4名へのインタビュー調査により（1）子どもとの関わり（2）保護者との関わり（3）養育環境の変化への対応の難しさ、の3点を整理した。	「長期的な視野に立った、子どもの豊かな育ちを実現するための権利保障」という記述がある（p.76） 具体的な権利の内容については言及なし	①外国につながりのある子どもの成長や発達を視野に入れた、連続性をふまえた長期的な支援が必要である ②保護者等家族も含めて支援することは、今後いつそう重要な。 ③家庭の自己責任としてはなく、地域がこのような環境づくりをすることは求められている。
2013	小見のぞみ	「子どもの権利」思想史における田村直臣	聖和論集	日本の「子どもの権利」を考える上での田村直臣の意義を明らかにし、今日の「子どもの権利」養護やキリスト教教育・保育への展開に資する理念について論証する。 「子どもの権利」の概念の世界・日本における歴史的変遷	①「子どもの権利」という思想がいつ誕生し、どのように展開してきたのかについて、田村の著作が登場する20世紀初頭までの世界の「子どもの権利」思想の流れを概観する。 ②日本においてどのような経緯と歴史的潮流の中で、田村がこの論考を発表するに至ったかを考察する。 ③日本の「子どもの権利」を考える上での田村直臣の意義を明らかにし、今日の「子どもの権利」養護やキリスト教教育・保育への展開に資する理念について論証する。	「子どもの権利」	「子どもの権利」という思想は、「保育」や「保育者養成」を考えるうえで、また「子どもの理解」の共通項を探るうえで、そしてそれらを「キリスト教」とのつながりの中で検証するうえで、重要な概念であると思われている。
2014	佐藤里美 中山礼子 及川真智子	病児保育室におけるプレバレーションの試み：子どものためのインフォームド・コンセントを考える	病児保育研究	検査や処置による不安や恐怖心を軽減させるとともに、子どもの石を尊重し、納得した上で検査や処置が受けられることを目的としたプレバレーションを行い、その結果を明らかにする。	病児保育室を利用する2歳以上の子ども25人に対し、プレバレーションを実施した。	子どもの権利条約「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」 1999年日本看護協会「小児看護領域で特に留意すべき子どもの権利と必要な看護行為」	プレバレーションは痛みを伴う、伴わないなど特別な行為に對してだけでなく、日常生活全般においても有用であると考える。 病児保育室に来ることだけでも不安な子どもたちに対し、豊かな愛情と適切な倫理觀をもって保育にあたることで「生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てる」保育看護の実践をしていきたい。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(7/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2014	糸洲理子	キリスト教保育における子どもの人権に関する一考察	沖縄キリスト教学院大学論集	キリスト教保育を営む際に、子どもの人権を尊重することの意義について、キリスト教保育の理念と、子どもの人権に関する様々な条約などに通底する価値観を基に検討すること	「子どもの権利条約」などの人権に関する条約に通底する理念と、キリスト教保育を支える聖書の子ども理解、特にイエス・キリストの子ども理解を基に、なぜ保育者には子どもの人権を尊重する知識と態度が必要なのか、を考察する	人権 子どもの権利条約 日本国憲法 世界人権宣言	学生が自分自身の実体験に抱らない人権問題に対して、実習やボランティア活動などを通して様々な経験を積み重ね、感情が揺れ動きながら学ぶことは重要である。 自己が有する人権に対する既存の認識を改めて振り返る作業は、子どもの人権を尊重する保育を実践するためには必要な学びである。 保育者と保育を学ぶ学生は、人権について自己が有する既存の認識を振り返り、「人権とは何か」と改めて考えることが必要である。 豊かな人格形成を支える保育には、人権を尊重する知識の獲得に留まらず、人権を尊重する態度の獲得が求められる。
2014	小泉広子	子ども・子育て支援関連3法と子どもの権利（教育の政治化と子ども・教師の危機）－（第1分科会 子どもの保育・教育を受ける権利の現代的課題）	日本教育法学会年報	保育の質に直結する保育の条件整備の低下の問題および幼保連携型認定こども園の創設を通じた乳幼児教育の内容統制強化に焦点をしばり論じる。	子ども・子育て支援関連3法の内容から、子どもの権利についての懸念と課題事項を抽出している。	一般的注釈7号	「ケア」サービスと「教育」サービスとの伝統的な区別が常に、子どもの最善の利益とはならなかったとの認識に基づき、「エデュケア」の概念を提唱する（一般的注釈1号 para30）。乳幼児の人格の全面的発達を目指した保育と教育を統合した乳幼児教育のあり方が問われている。
2014	森田明美	子どもの権利を基盤にした児童福祉を考える：10代ママの地域生活を手がかりにしてー	家族研究年報	児童福祉政策の課題を自己責任として背負わされる子どもたちの苦しさを私たちはどのように解決していくのかについて、子どもでありながら子育てするという子育て支援の対象となっている10代ママの子育て支援課題を例に考察すること	10代ママの置かれた状況を手掛かりにして、地域支援の弱さが暮らしにくさ、子育てのしにくさにつながっていることを論じ、今後の児童福祉の在り方について、予防と回復支援を地域で具体化することの必要性を中心に考える。	子どもの権利条例	保育所の入所が非常に重要なカギ 子どもを育て始めた乳幼児期の保護者にきちんと寄り添いながら、支えられることの価値、困った時には他人を頼り、分からないとくには聞くということを通して、孤立から子育て家庭をつなぐ方向へ指導していくことが有効な方法ではないか。
2014	望月彰	子どもの権利条約批准20周年の意義と課題	生涯発達研究第7号	子ども・子育て新システムについて、特に保育制度改革に関する基本的な問題点を子どもの権利助役の意義や保育に関わる子どもの権利の観点から明らかにすること	年次総会の報告書	子どもの権利条約 国連子どもの権利委員会が公表した一般的見解第7号(2005)	educareとしての保育感に立つとともに、子どもの権利にたちかえり、とりわけ子どもの「保育への権利」の内容を豊かに創造する改革でなければならない。
2015	山本智子	子どもの遊ぶ権利の確保に係る医療保育の役割：国連「意見17号」に基づいて	小児保健研究=The journal of child health	子どもの権利条約第31条および意見17号を基に、医療を利用する子どもに子どもの権利として遊びを確保するための保育士の役割に関して検討する。	第31条の整理と17号の文献整理からの論述	遊び権利	遊びへの権利を履行するためには、医療保育には、在宅医療を含む医療を受ける子どもに、平等性の確保、社会的な公摂、及び子どもの決定過程への参加を確保することが求められる。

表3 子どもの権利/保育キーワードによるレビューマトリックス

(8/8)

出版年	著者	表題	学術誌名	目的	方法	取り上げている子どもの権利	研究結果にみる課題
2015	小沼豊 山口豊一	子どもの保育サービスを受ける権利に関する一考察：「家庭的保育」に着目して	跡見学園女子大学文学部臨床心理学科紀要	本研究では、保育制度改革における効果的な「家庭的保育」の展開について、イギリスの「チャイルドマインディング」を概観し、東京都文京区で取り組まれてきた「保育ママ」の取り組みに着目して検討した	文京区の家庭的保育における整理	保育サービスを受ける権利（第18条）	①保育者（養育者）の認定の方略 ②認定された保育者（養育者）の情報公開 ③自治体の窓口・調整機能 ①の認定方法や②の情報をどこまで公開していくかは、今後検討の必要を有する。
2015	保田恵莉	保育者の指導計画実践に依拠した検討：幼児教育における専門性の考察	総合人間科学	具体的な指導計画を作成し、その考え方と保育者の専門性を明らかにする。	実習生の指導計画及び実習巡回指導における内容から、教育課程についての考察を行った。	「子どもが育つべき子どもの権利を日々の教育課程に位置付けるためには、」（P. 162）や「幼児期に総合的な経験が保障されることは、子どもの権利であり」（p. 161）と記述があるが、具体的には言及されていない。	明確な課題の言及無し
2015	黒川久美	乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題	南九州大学人間発達研究	子どもの権利条約の視点から、保育・療育の実践を見つめ直し、今日的課題を探っていく。	子どもの権利条約において、子ども観並びに乳幼児期の権利が、どう規定されているか、また、障がいのある子どもの権利について、「特別なケア」を受けることは権利であり、その課題を提示した。	第12条 意見表明権	①主体性を尊重する保育のあり様を、蓄積されている実践記録によりながら理論化すること ②「ていねいな保育」としての療育実践を体系化していくことを現場の実践者とともに追究していきたい
2016	石山みづ美	医学研究に参加する子どものインフォームド・アセント：アセント可能な年齢に関する一般市民の意識	常葉大学保育学部紀要	子どもが生体試料を提供する医学研究を例示し、インフォームド・アセントが可能な年齢に関する現在日本の一般市民の意識を明らかにすることにより、アセント年齢に関する指標作成の基礎資料とすることを目的とする	日本に在住する20歳～69歳の一般市民から層化二層抽出法により、2400人を抽出し、アンケート調査を実施	医学研究に参加する／しないにかかる子どもの意思（assent） 子どもの権利 子どもの主体的に参加する権利 子どもの聽かれる権利 乳幼児の権利	日本の文化に適した子どもの同意能力およびアセント能力を判断するための指標を探究することが今後の課題である。
2016	山本智子	日本の地域にみる統合保育の実践と制度の課題：国連「障がいのある子どもの権利」勧告に基づいて	立教女学院短期大学紀要	統合保育を実施してきた保育実践や制度の特性を挙げたうえで、意見9号の内容及び特性を示す。これらの結果に基づいて、日本の地域社会にみる統合保育に関する制度の課題を指摘することを目的とする。	第9号に基づきながら小金井市の事例を例にあげ課題を明示している。	障がいのある子どもの権利 第2条 差別の禁止 第23条 障がいのある子どもの権利	子ども主体の支援策を策定すること。 障がいのある子どもにおいては、保健医療及び教育の確保重視 子ども主体の支援を実現するために、家庭の支援を発展させること。 日本の地域においても、相談に関わる事業は展開されているが、生活を包括的にカバーする支援を確保する制度の発展が望まれる。

取り上げられる子どもの権利についての動向として、子どもの最善の利益、子どもの意見表明権、子どもの参画についての権利、子どもの権利条約の理解、があり、権利擁護として、受動的な子どもの権利だけでなく、参画や意見表明など、能動的な子どもの権利に関する研究が特徴的であった。さらに、乳児や障害児、病児等子どもの権利保障の対象者として対象者における子どもの権利について研究されていることが明らかになった。

IV. 総合考察

本研究では、1999年から2017年までの「子どもの権利」「保育」についての研究の概観から、取り上げられてきた「子どもの権利」研究動向から、保育者養成の課題を明確にした。「子どもの権利」をキーワードにした研究の動向には、（1）子どもの権利そのものを理解する手立て・方法（2）保護される対象としての子どもの権利への実態と提言（3）子ども観の醸成に向けた養成 の課題の特徴があることが明らかとなった。

また、子どもの権利を子どもの具体的な生活の姿からの実践研究や保育者や園の保育理念も含めた人材育成について照射した事例研究は少なく、具体的な関わりの質的向上や指導計画等にいかに「子どもの権利」の視点が反映されているかについての課題が残されていることが示唆された。さらに、保育者養成に関する授業実践やその教材の開発・評価などの実証研究もされていないことを明らかにした。

保育士（保育者）養成課程において、高山（2009）が保育所における子どもの人権を尊重するためには、実習以前に保育士養成課程において価値・倫理に基づく態度や保育所における保育技術等の教授を行うことが必要であると述べるように、養成課程において子ども家庭福祉の専門職としての保育の専門知識と技術の獲得が必須であることが明らかである。それらを踏まえつつ、本研究で示す通り、養成課程段階において、権利の主体としての「子ども観」の醸成に向けた養成課程の構築と具体的な教授内容・方法の検討が急務な課題といえよう。なぜなら、「子どもの権利」について理解することは、社会としての「子ども観」を理解し、子どもを視座に保育の営みを捉え、彼らの尊厳と発達の保障への責任者としてどのような大人であり続けるかということに他ならないからである。つまり、自身の「子ども観」の醸成にとどまらない、社会としての「子ども観」を育んでいくことである。子どもを権利の行使主体として捉える子ども観に立つとすれば、子どもの権利条約をもって子どもの権利を必要であるという理念や啓蒙に活用するのではなく、子どもが権利をどのように行使しているのか、もしくは、子どもが権利主体であると捉えると、保育における関わりや環境はどのように変わらなくてはならないのか、等の具体的実証研究（授業実践や保育実践報告）が多くなるはずである。しかし、本研究の研究レビューの結果からは、子どもの権利の理念をもって、子どもを養護する（すべき）主体とした子ども観がみえてくる。

また、本研究の結果は、養成校教員がもつ「子ども観」も問われていることも示唆しているといえよう。権利の客体としての子どもではなく、権利の主体としての子どもとして再認識することが求められる。保育士（保育者）養成校における教員においても、子どもの権利委員会・一般的意見17号休憩、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利（第31条）（一般的意見一覧）に示されるよう「第31条に基づく諸権利をすべての子どもたちがもっとも効果的に実現できる環境を創造・維持する方法についての指導を含めること」^(註3)が求められるのである。子どもの関わる者として養成校教員においてもこれらの対象者である自覚をもち、研修による自己研鑽や研究の発展

に寄与することが求められるといえよう。

一方で、養成段階よりケアする人として学生を育てるにあたりどのような「こども観」を醸成するのかが問われることになる。ケアされる人の他者性に鑑みたときに、ケアする人は、ケアされる人と対話的にかかわる人ではなく、ケアされる人を呑み込む人になる可能性が生じることに危惧を抱く（田代, 2014 p.57）ことについて、権利の主体として子どもを捉えなおすことができたとしても対話的にかかわる人でなく、対象としての子どもとしてあるとき、法令の改正のみの変化にとどまることになる。実践者としての具体と実感として「子どもの権利」意識の醸成にとどまらない手立てと専門性向上の研究が一層求められる。

本研究から、子どもの権利の啓発や理解に向けた方法にとどまる研究が主であることが明らかとなった。今日的な課題として、子どもの権利条約に批准して27年、児童福祉法改正から5年を経て改めて、子どもの権利の理解が子どもの権利条約の啓発、理解にとどまらず、主体としての権利に基づく保育・教育が行われること、現職者教育及び養成段階における子どもの権利の学習の場の継続的な仕組み、および人権教育が喫緊の課題といえよう。本研究は、児童福祉法改正（2016年）までの論文についての動向にとどめたが、2019年1月より拡大した世界的なCOVID-19による影響もまた子どもの権利への関心が高まる要因となることが示唆される。今後は、保育実践と子どもの権利との関連について、保育実践における権利の主体としての子ども観の醸成及び具体的な保育方法の獲得にむけた事例の検証を課題とする。

註

[註1] 児童福祉法第1条はこれまで、「(児童福祉の理念) 第1条すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。(児童育成の責任) 第2条国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。(原理の尊重) 第3条前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。」と明記されていた。

平成28年改正により、右記のように記された。「① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する（同法第1条）。② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める（同法第2条第1項）。③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う（同法第2条第2項）。④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（同法第2条第3項）。」

[註2] 児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項（全40条）を規定したものである。

[註3] 2013年、子どもの権利委員会・一般的意見17号休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利（第31条）では、研修・能力構築について、下記のように示

し勧告をしている。

子どもたちとともに最もしくは子どもたちのために働く専門家、またはその業務が子どもたちに影響を及ぼす専門家（政府職員、教育者、保健専門家、ソーシャルワーカー、低年齢児支援ワーカー、ケアワーカー、プランナー、建築家等）は全員、第31条に掲げられた諸権利を含む子どもたちの権利に関する体系的・継続的研修を受けるべきである。このような研修には、第31条に基づく諸権利をすべての子どもたちがもっとも効果的に実現できる環境を創造・維持する方法についての指導を含めることが求められる。

引用文献

- (1) 小田倉泉 (2008) 幼児の「意見表明」と「最善の利益」保障に関する研究. 保育学研究 第46巻第2号, p.197
- (2) 高山静子 (2010) 子どもの人権を尊重する保育士養成のあり方. 子ども家庭福祉学, (9) 39–48, 2010-02 p.46
- (3) 古川隆幸 (2008) 子どもの権利に関する研究授業の取り組み—「子どもの権利ノート」を活用して—, pp.55–56
- (4) 松島 京・吉田晃高・松浦 崇 (2013) 外国につながりのある子どもと保護者を支援する保育所が抱える課題, 近大姫路大学教育学部紀要, 80
- (5) 黒川久美 (2015) 乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題, 南九州大学人間発達研究, p.33
- (6) 田代和美 (2014) ネル・ノディングズのケアリングにおけるケアする人について—ケアする人としての保育者を養成するための手がかりを求めて, 大妻女子大学家政系研究紀要 第50号, 49–58

参考文献

- (1) 加瀬進 (2016) 教育と福祉におけるキー概念の共通理解に関する検討：〈子どもの最善の利益〉及び〈能力と発達と学習〉に焦点をあてて, 東京学芸大学紀要, 総合教育科学系, 67 (2) : 1 – 10
- (2) 金田利子 (1990) 国連・子どもの権利条約と家政学, 日本家政学会誌 Vol.41 No.12, 1271~1274

本研究は2016年度保育士養成協議会関東ブロック研究助成一部受託によるものである。関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。